6　へについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して４時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。

7　トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が２以上の利用者に対して４時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。

8　へ及びトについては、イ又はロを算定している場合には、算定しない。

6　栄養士配置加算

イ・ロ　（略）

注１　イについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等について、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、１のロの医療型短期入所サービス費又はハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

⑴・⑵　（略）

２　ロについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等について、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又は１のロの医療型短期入所サービス費又はハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

⑴・⑵　（略）

7　利用者負担上限額管理加算　150単位

注　指定障害福祉サービス基準第118条第１項に規定する指定短期入所事業者又は共生型短期入所の事業を行う者が、指定障害福祉サービス基準第125条又は第125条の４において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

8　食事提供体制加算　48単位

注　低所得者等に対して、指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

（削る）

9　緊急短期入所受入加算

イ　緊急短期入所受入加算(I)　180単位

（新設）

（新設）

（新設）

6　栄養士配置加算

イ・ロ　（略）

注１　イについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、１のロの医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

⑴・⑵　（略）

２　ロについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又は１のロの医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

⑴・⑵　（略）

7　利用者負担上限額管理加算　150単位

注　指定障害福祉サービス基準第118条第１項に規定する指定短期入所事業者が、指定障害福祉サービス基準第125条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

8　食事提供体制加算　48単位

注　低所得者等に対して、指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成30年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

9　緊急短期入所体制確保加算　40単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所（空床利用型事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第２項に規定する空床利用型事業所をいう。）を除く。）において、指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

10　緊急短期入所受入加算

イ　緊急短期入所受入加算(I)　120単位